

吉野川水系河川整備計画【原案】等について

四国地方整備局では、現在「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けた取り組みを行っています。平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」、平成18年12月18日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」、さらに平成19年10月16日に「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」を公表し、専門的立場の学識経験者をはじめ、流域住民、市町村長からご意見をうかがってきたところです。

また、パブリックコメントにより広く意見を募集したところ、たくさんのご意見をいただきました。

みなさまからいただいたご意見をもとに、【再修正素案】を修正し、「吉野川水系河川整備計画【原案】」を作成しましたので公表いたします。

つきましては、「吉野川水系河川整備計画【原案】」について、流域住民の方々のご意見をお聴きするため、公聴会を開催するとともに、ハガキやインターネット等によりご意見を募集いたします。

今後とも、情報公開、住民参加のもと、ご意見をうかがいながら、吉野川水系河川整備計画の策定を進めていきます

吉野川水系河川整備計画HP : <http://www.yoshinoriver.info/>

平成20年12月24日

国土交通省四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課長 いわお 岩男 ただあき 忠明

電話：(087) 851-8061 (内線3611)

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長 もりなが 森長 みのる 稔

電話：(088) 654-2211 (内線206)

同時提供場所：徳島県政記者クラブ・池田記者クラブ・四国中央記者クラブ
・高知新聞社嶺北支局

【発表内容】

- 第8回 吉野川河川整備連絡調整会議 議事要旨について
- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れについて
- 吉野川水系河川整備計画【原案】の閲覧等について：【別紙－1】
- 吉野川水系河川整備計画【原案】に関するハガキ・インターネット等によるご意見の募集について：【別紙－2】
- 吉野川水系河川整備計画【原案】に係る公聴会の開催について：【別紙－3】
- 吉野川水系河川整備計画【素案】－吉野川の河川整備（国（直轄）管理区間）－におけるいただいたご意見の概要について：【別紙－4】
- 様々なご意見を踏まえた今後の取り組みについて：【別紙－5】

【配布資料】

- 第8回 吉野川河川整備連絡調整会議 議事要旨について
- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れについて
- 記者発表本文：吉野川水系河川整備計画【原案】等について
- 吉野川水系河川整備計画【原案】－吉野川の河川整備（国（直轄）管理区間）－
- 吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について
- 吉野川水系河川整備計画【原案】－吉野川の河川整備（国（直轄）管理区間）－要旨
- チラシ（A4）：パブリックコメント
- チラシ（A3）：公述人募集

吉野川水系河川整備計画【原案】の閲覧等について

1. 閲覧資料の入手方法

◆平成20年12月25日(木)より、下記ホームページにて入手できます。

吉野川水系河川整備計画： <http://www.yoshinoriver.info/>

(四国地方整備局及び徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所のホームページからも、上記へリンクしております。)

◆閲覧資料のうち、「公聴会」の会場にて、傍聴人の方には【原案】と【原案】要旨は配布いたします。

2. 閲覧資料

【素案】 吉野川水系河川整備計画【素案】 平成18年6月

【修正素案】 ①吉野川水系河川整備計画【修正素案】 平成18年12月
②吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について 平成18年12月

【再修正素案】 ①吉野川水系河川整備計画【再修正素案】 平成19年10月
②吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について 平成19年10月
③吉野川水系河川整備計画「ご意見・ご質問」の主な項目に関する説明資料 平成19年10月

【原案】 ①吉野川水系河川整備計画【原案】 平成20年12月
②吉野川水系河川整備計画【原案】(見え消し版) 平成20年12月
③吉野川水系河川整備計画【原案】要旨 平成20年12月
④吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について 平成20年12月

3. 資料の閲覧場所

平成20年12月25日(木)より、以下の関係機関において、開庁時間内に閲覧できます。なお、年末年始の平成20年12月27日(土)～平成21年1月4日(日)までは閉庁となります。

◆閲覧場所

	機 関 名	住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇 465-6
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1
(独)水資源機構	吉野川局	香川県高松市天神前10-1
	旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市川内町榎瀬841
	池田総合管理所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	早明浦ダム・高知分水管理所	高知県土佐郡土佐町田井6591-5
	新宮ダム管理所	愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144
	富郷ダム管理所	愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6
徳島県	県土整備部流域整備企画課	徳島県徳島市万代町1-1
	東部県土整備局《徳島庁舎》	徳島県徳島市南末広町6-36
	東部県土整備局《鳴門庁舎》	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚128
	東部県土整備局《吉野川庁舎》	徳島県吉野川市川島町宮島736-1
	西部総合県民局県土整備部《美馬庁舎》	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
	西部総合県民局県土整備部《三好庁舎》	徳島県三好市池田町字マチ2415

	機 関 名	住 所
香川県	土木部河川砂防課	香川県高松市番町4-1-10
	長尾土木事務所	香川県さぬき市長尾東1538-1
愛媛県	土木部河川港湾局河川課	愛媛県松山市一番町4丁目4-2
	東予地方局建設部河川港湾課	愛媛県西条市喜多川796-1
	東予地方局四国中央土木事務所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-53
高知県	土木部河川課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
	中央東土木事務所	高知県南国市大桶1592
	中央東土木事務所《本山事務所》	高知県長岡郡本山町本山946-6
	中央西土木事務所	高知県吾川郡いの町1381
関係自治体	徳島市役所	徳島県徳島市幸町2-5
	鳴門市役所	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
	吉野川市役所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
	阿波市役所	徳島県阿波市東原173
	美馬市役所	徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5
	三好市役所	徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2
	佐那河内村役場	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1
	石井町役場	徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1
	神山町役場	徳島県名西郡神山町神領字本野間100
	松茂町役場	徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
	北島町役場	徳島県板野郡北島町中村字上地23-1
	藍住町役場	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
	板野町役場	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2
	上板町役場	徳島県板野郡上板町七條字経塚42
	つるぎ町役場	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
	東みよし町役場	徳島県三好郡東みよし町加茂3360
	さぬき市役所	香川県さぬき市志度5385-8
	東かがわ市役所《引田庁舎》	香川県東かがわ市引田513-1
	三木町役場	香川県木田郡三木町大字氷上310
	新居浜市役所	愛媛県新居浜市一宮町1-5-1
	四国中央市役所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-55
	南国市役所	高知県南国市大そね甲2301
	香美市役所	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	本山町役場	高知県長岡郡本山町本山504
	大豊町役場	高知県長岡郡大豊町高須231
	土佐町役場	高知県土佐郡土佐町土居194
	大川村役場	高知県土佐郡大川村小松27-1
いの町役場《本川総合支所》	高知県吾川郡いの町長沢123-12	

※なお、上記以外で土・日・祝日のみ石井河川防災ステーション(名西郡石井町藍畑西覚円)にて閲覧可能ですが、12月29日(月)～1月3日(土)はまでは閉館いたします。

吉野川水系河川整備計画【原案】に関する ハガキ・インターネット等によるご意見の募集について

1. 目的

吉野川水系河川整備計画の策定に向けての「吉野川学識者会議」「吉野川流域住民の意見を聴く会」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、パブリックコメント等の取り組みにより、多くの方からいただいた素案等に関するご意見をできる限り反映し、「吉野川水系河川整備計画【原案】」（以下「【原案】」という）を作成いたしました。

今回、この【原案】に関する意見をお聴きするため、ハガキまたはインターネット等によりご意見を募集します。

2. 意見募集期間

平成20年12月25日（木）～平成21年 3月15日（日）

3. 意見送付方法

(1) 記入事項 <※様式は自由ですが、下記をご記入ください。>

- ①お名前
- ②お住まい（市町村名まで）
- ③年齢
- ④性別
- ⑤ご意見・ご質問
・【原案】についてのご意見・ご質問とその理由

(2) 送付先

- ①ホームページ内での書き込みの場合
ホームページURL：<http://www.yoshinoriver.info/>
- ②電子メールの場合
Eメールアドレス：form@yoshinoriver.info
- ③FAXの場合
番号：088-655-4763
宛先：いであ株式会社内 吉野川水系河川整備計画 庶務 宛
- ④郵送の場合
宛先：〒770-0802 徳島県徳島市吉野本町1-14
いであ株式会社内 吉野川水系河川整備計画 庶務 宛

※ご意見は吉野川水系河川整備計画の庶務を担当している上記コンサルタント会社へお送り下さい。

4. ご意見・ご質問の取り扱い

- (1) いただきました【原案】に関するご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り吉野川水系河川整備計画（案）に反映いたします。
- (2) いただいたご意見・ご質問につきましては、とりまとめのうえ公表します。

5. 注意事項

- (1) 電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承下さい。
- (2) 電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。
- (3) 氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。
- (4) いただいたご意見・ご質問につきましては、お名前を除き公開いたしますので、あらかじめご了承下さい。

吉野川水系河川整備計画【原案】に係る公聴会の開催について

1. 公聴会の目的

吉野川水系河川整備計画の策定に向けての「吉野川学識者会議」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、パブリックコメント等の取り組みにより、多くの方からいただいた素案等に関するご意見をできる限り反映し、「吉野川水系河川整備計画【原案】」（以下「【原案】という）を作成いたしました。

今回、この【原案】に関して、河川法（第16条の2第4項）に則り、住民の皆様からご意見をお聴きするため、公述人を募集し、公聴会を開催します。

2. 公聴会の開催日時及び場所

【下流域（徳島市）会場】

日 時：平成21年2月14日（土）
13：00～17：00（受付 12：00～）
場 所：徳島県建設センター 7階 鶴の間
徳島県徳島市富田浜2-10

【中流域（美馬市）会場】

日 時：平成21年2月15日（日）
13：00～17：00（受付 12：00～）
場 所：四国三郎の郷 交流体験棟
徳島県美馬市美馬町字境目39-10

【上流域（高知県）会場】

日 時：平成21年2月22日（日）
13：00～17：00（受付 12：00～）
場 所：土佐町保健福祉センター 2階 あじさいホール
高知県土佐郡土佐町土居206

なお、上記公聴会は気象条件等により開催を延期させていただく場合がございます。その際には、すみやかに公述人には通知し、当該公聴会の会場に提示する等の措置を行います。また、ホームページ等でもお知らせします。

3. 公聴会における公述人の公募

公聴会の先立ち、公述人を公募します。事前に応募が必要です。

4. 公聴会の傍聴

公聴会は、「公開」とします。

会議の傍聴は、会場の都合上、【下流域（徳島市）会場】は先着150名、【中流域（美馬市）会場】、【上流域（高知県）会場】は先着100名とさせていただきますのでご了承下さい。

吉野川水系河川整備計画【素案】 -吉野川の河川整備(国(直轄)管理区間)- におけるいただいたご意見の概要について

1. いただいたご意見数

平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」、平成18年12月18日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」、平成19年10月16日に「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」を公表し、学識経験者、流域住民、流域市町村長の皆様からご意見を伺ってきたところです。

「意見を聴く会」等でいただいたご意見数は以下のとおりです。

- 【素案】に対するご意見数(第1回) : 819件
- 【修正素案】に対するご意見数(第2回) : 1110件
- 【再修正素案】に対するご意見数(第3回) : 777件
- 合計 : 2706件のご意見をいただきました。

そのうち、「河川整備計画」の内容に関するご意見数は以下のとおりです。

- 【素案】に対するご意見数(第1回) : 514件
- 【修正素案】に対するご意見数(第2回) : 742件
- 【再修正素案】に対するご意見数(第3回) : 472件
- 合計 : 1728件のご意見をいただきました。

第3回では、徳島市会場を項目毎に3回に分け開催したため、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の下流域での意見が増えています。

2. いただいた意見のテーマ数

各回の意見聴取でいただいた意見は、第1回が138個、第2回が121個、第3回が115個の「テーマ」に分類されます。このうち、素案に関するテーマは、第1回が101個、第2回が92個(そのうち、9個が新規追加)、第3回が89個(その内、0個が新規追加)です。

(意見聴取でいただいた意見は、内容毎に分類し、「テーマ」を作成しています。)

3. 主な意見の傾向（意見の多かった主な意見（テーマ））

- 学識者会議、流域住民の意見を聴く会、流域市町村長の意見を聴く会を3回（3巡）開催し、流域の方々からはさまざまな意見をいただきました。学識者、上流域、中流域、下流域の各会場でいただいた主な意見（テーマ）は以下のとおりです。

◆～第1回～（平成18年6月～平成18年9月）

- 学識者：環境目標の明確化、治水・利水・環境の優先順位、将来予測を考慮した計画策定等
- 上流域：ダム洪水調節、森林に関する他機関との連携、早明浦ダムの改良等
- 中流域：吉野川本川の堤防の進め方、加茂第一箇所の実施に関する計画内容、河川敷の利用促進等
- 下流域：森林による流出抑制、内水対策の進め方、多自然川づくりの工法検討等

◆～第2回～（平成18年12月～平成19年2月）

- 学識者：河川景観、河川整備計画の事業工程、環境目標の明確化等
- 上流域：ダム洪水調節、早明浦ダムにおける濁水対策、森林による土砂流出抑制等
- 中流域：吉野川本川の堤防の進め方、毛田地区の実施に関する計画内容、排水ポンプ車の運用等
- 下流域：水質の保全、森林による流出抑制、森林に関する他機関との連携等

◆～第3回～（平成19年11月～平成20年2月）

- 学識者：地球温暖化に対する方策、河川整備計画の事業工程、今後の地域住民・関係機関の連携、河川景観について、文章表現の内容の改善等
- 上流域：早明浦ダムにおける濁水対策、早明浦ダムにおける環境の現状、早明浦ダムの改良等
- 中流域：吉野川本川の堤防の進め方、吉野川の洪水を安全に流下させるための河道の掘削等の対策、毛田地区の実施に関する計画内容等
- 下流域：施設能力を上回る洪水への対応、森林に関する他機関との連携、内水対策の進め方、浸透対策について、吉野川の本川堤防の進め方等

「吉野川河川整備計画」意見聴取への住民等参加状況

①各会場でのご意見発言者数

				意見数				発言者数				傍聴者及び参加者				備考	
				第1回	第2回	第3回	計	第1回	第2回	第3回	計	第1回	第2回	第3回	計		
■吉野川学識者会議				55件	63件	56件	174件	16人	16人	18人	50人	56名	19名	24名	99名		
■吉野川流域住民の意見を聴く会				371件	334件	426件	1131件	110人	104人	136人	350人	428名	352名	455名	1235名		
下流域	吉野川市	第1回	H.18.7.22(土)	セントラルホテル鶴島	17件	37件	28件	82件	6人	11人	13人	30人	44名	26名	40名	110名	
		第2回	H.19.1.20(土)	吉野川市文化研修センター													
		第3回	H.19.11.11(日)	吉野川市立川島公民館													
	北島町	第1回	H.18.7.23(日)	北島町立公民館	12件	46件	20件	78件	7人	17人	8人	32人	64名	51名	46名	161名	
		第2回	H.19.2.4(日)	北島町立公民館													
		第3回	H.19.11.24(日)	北島町立公民館													
	徳島市	第1回	H.18.8.5(土)	徳島県建設センター	34件	66件	61件	282件	12人	20人	20人	91人	109名	71名	196名	70名	376名
		第2回	H.19.1.21(日)	徳島県建設センター													
		第3回	H.19.12.16(日)	徳島県建設センター													
		第3回	H.20.1.14(月)	徳島県建設センター													
	徳島市II	第3回	H.20.1.27(日)	ホアフレテ秋園	240件	66件	73件	379件	61人	21人	24人	106人	107名	86名	88名	281名	
		第1回	H.18.9.30(土)	徳島大学工学部共通講義棟													
第2回		H.19.2.3(土)	JA会館														
中流域		第1回	H.18.7.8(土)	美馬市美馬福祉センター	22件	48件	38件	108件	9人	13人	17人	39人	36名	47名	50名	133名	
		第2回	H.19.1.27(土)	三好市中央公民館													
		第3回	H.20.1.20(日)	四国三郎の郷 交流体験棟													
上流域	高知県会場	第1回	H.18.7.9(日)	土佐町保健福祉センター	34件	53件	57件	144件	9人	17人	12人	38人	35名	54名	29名	118名	
		第2回	H.19.2.10(土)	大豊町総合ふれあいセンター													
		第3回	H.19.12.9(日)	本山町プラチナセンター													
	愛媛県会場	第1回	H.18.8.6(日)	四国中央市福祉会館	12件	18件	28件	58件	6人	5人	3人	14人	33名	17名	6名	56名	
		第2回	H.19.2.11(日)	霧の森 交湯〜館													
		第3回	H.19.12.2(日)	霧の森 交湯〜館													
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会				112件	73件	57件	242件	21人	21人	21人	63人	53名	57名	40名	150名		
下流域	徳島市	第1回	H.18.7.25(火)	徳島県建設センター	41件	24件	20件	85件	10人	10人	10人	30人	25名	19名	7名	51名	
		第2回	H.19.2.5(月)	徳島県建設センター													
		第3回	H.20.1.28(月)	徳島県建設センター													
中流域	美馬市	第1回	H.18.7.11(火)	美馬市美馬福祉センター	26件	22件	13件	61件	4人	4人	4人	12人	16名	15名	19件	50名	
		第2回	H.19.1.24(水)	美馬市美馬福祉センター													
		第3回	H.20.2.6(水)	四国三郎の郷 交流体験棟													
上流域	土佐町	第1回	H.18.7.26(水)	土佐町保健福祉センター	45件	27件	24件	96件	7人	7人	7人	21人	12名	23名	14件	49名	
		第2回	H.19.1.22(月)	土佐町保健福祉センター													
		第3回	H.20.1.16(水)	土佐町保健福祉センター													
■パブコム				281件	640件	238件	1159件										
				第1回	H.18.6.27~H18.10.7												
				第2回	H18.12.19 ~H19.2.28			281件	640件	238件	1159件						
				第3回	H19.10.17 ~H20.2.29												
合計				819件	1110件	777件	2706件	147人	141人	175人	463人	537名	428名	519名	1484名		

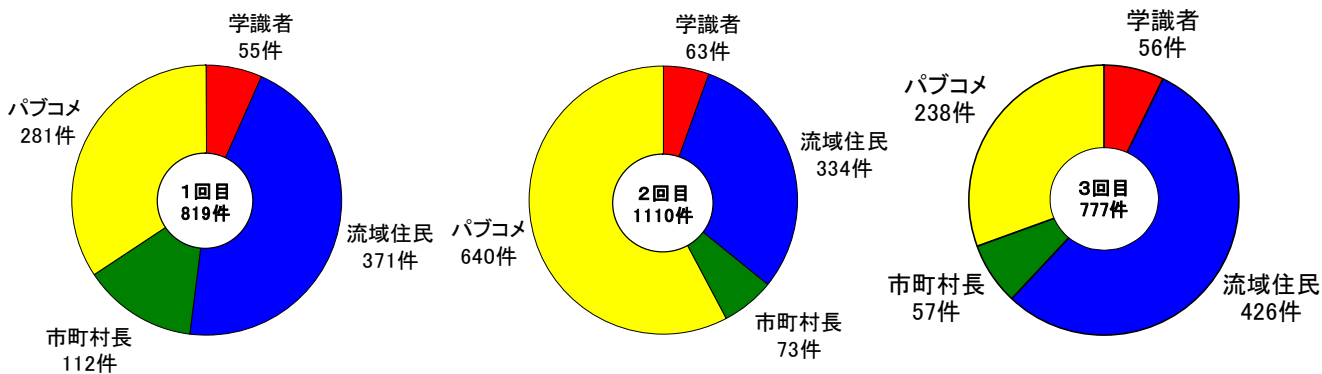
注)発言者数は、発言した人数であり、延べ人数ではない。

②パブリックコメントによるご意見提出数

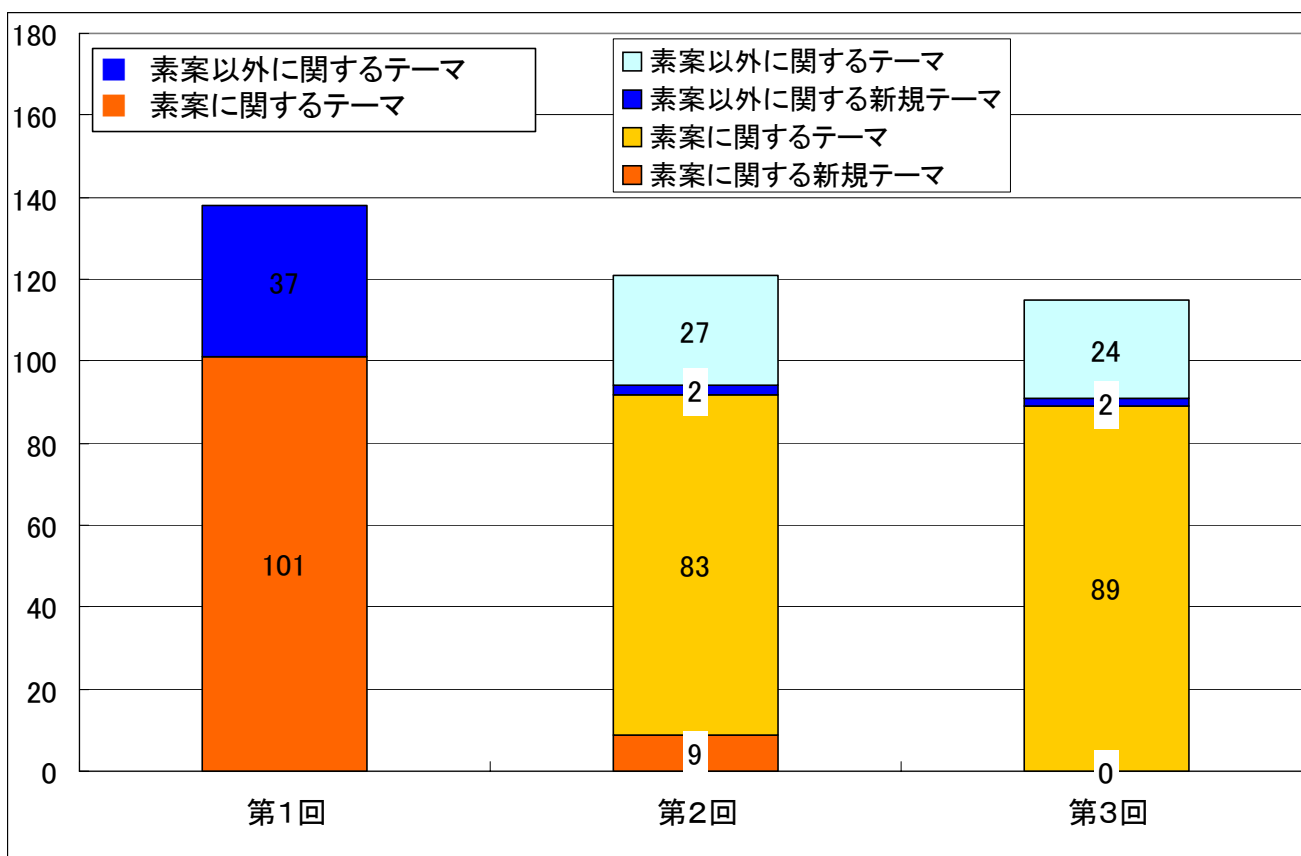
提出方法	意見提出者数			
	第1回	第2回	第3回	計
ホームページ	3通	13通	12通	28通
メール	9通	4通	4通	17通
FAX	5通	8通	1通	14通
ハガキ	30通	394通	71通	495通
意見記入用紙	31通	28通	27通	86通
コモンズ経由	7通	5通	7通	19通
合計	85通	452通	122通	659通

「吉野川河川整備計画素案」に係る意見聴取結果概要

分類	意見数			
	第1回	第2回	第3回	計
■【素案】【修正素案】に関する意見	514件	742件	472件	1728件
河川整備計画全般	111件	161件	115件	387件
洪水、高潮等による災害の防止または軽減	178件	187件	144件	509件
河川水の適正な利用	16件	41件	42件	99件
河川環境の整備と保全	131件	183件	100件	414件
維持・管理	78件	170件	71件	319件
■【素案】【修正素案】以外の意見	305件	368件	305件	978件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	159件	104件	170件	433件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件	89件	25件	166件
直轄管理区間外の整備等について	29件	66件	41件	136件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件	28件	5件	53件
その他	45件	81件	64件	190件
合計	819件	1110件	777件	2706件

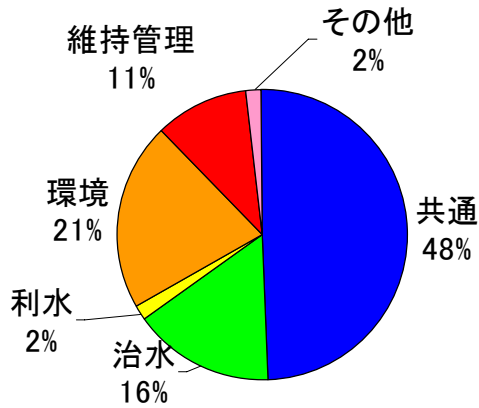


■新規テーマとその意見数

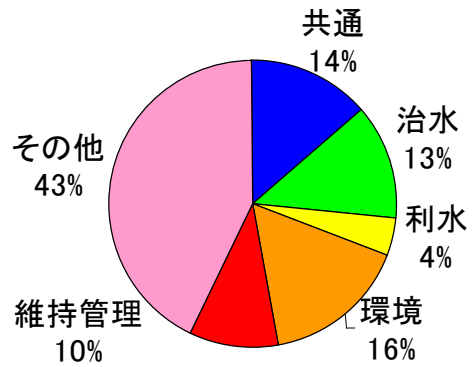


会場別意見の項目別分類(3巡目)

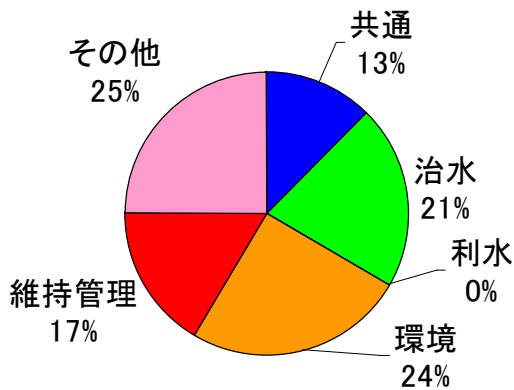
第3回学識者会議



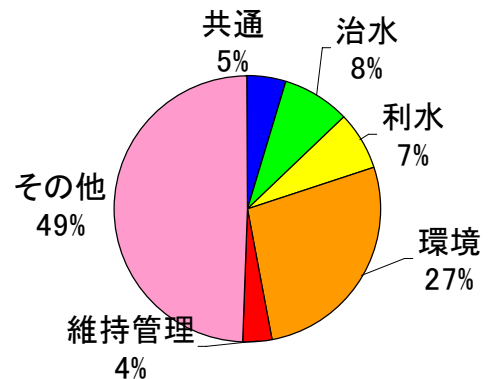
第3回パブコメ



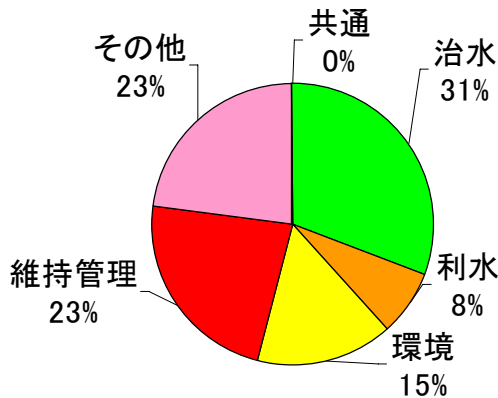
第3回市町村長の意見を聴く会(上流)



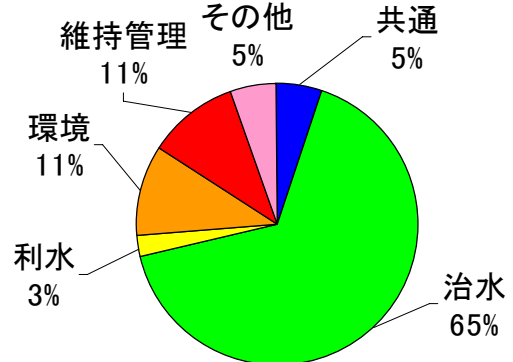
第3回住民の意見を聴く会(上流)



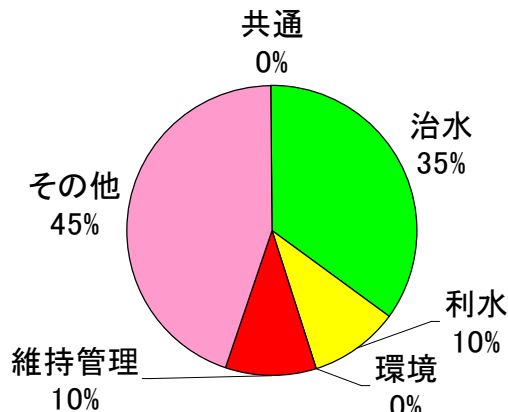
第3回市町村長の意見を聴く会(中流)



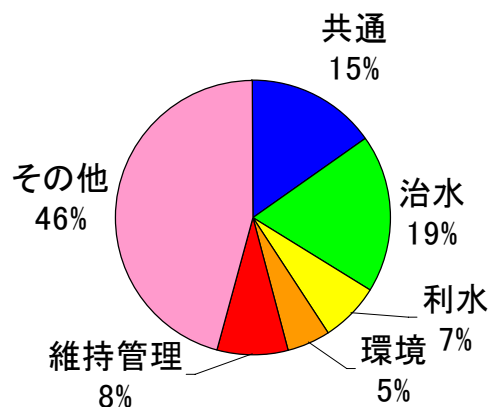
第3回住民の意見を聴く会(中流)



第3回市町村長の意見を聴く会(下流)

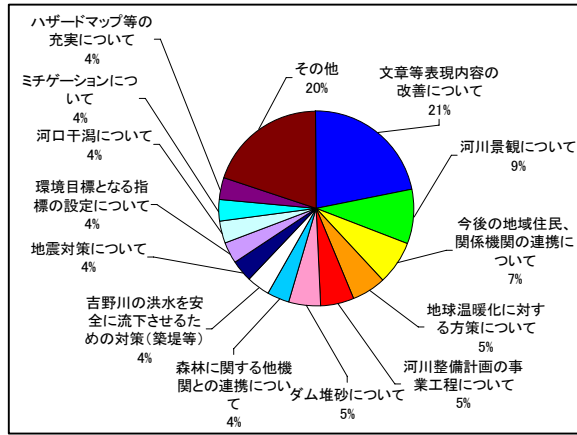


第3回住民の意見を聴く会(下流)

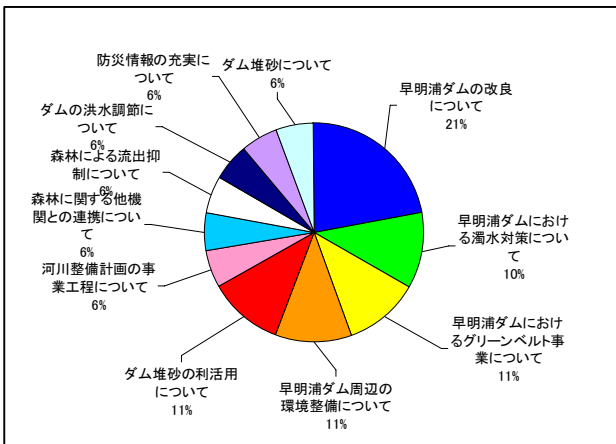


各会場における発言テーマの割合

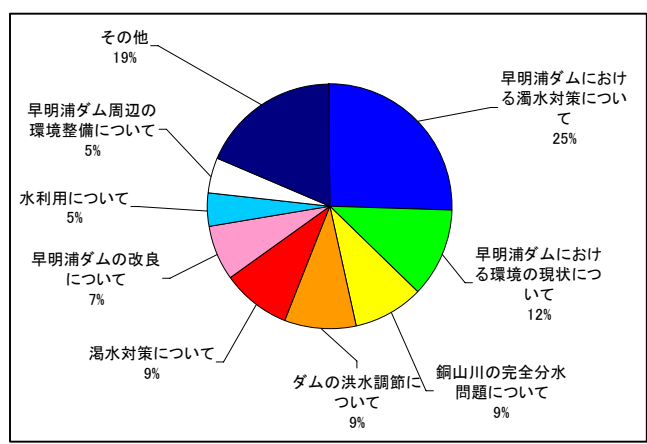
学識者



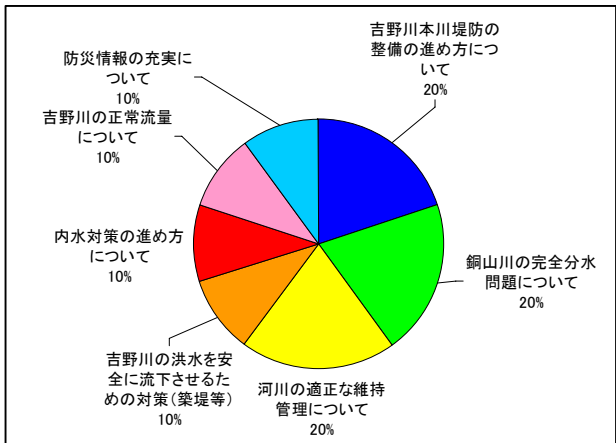
首長・上流域



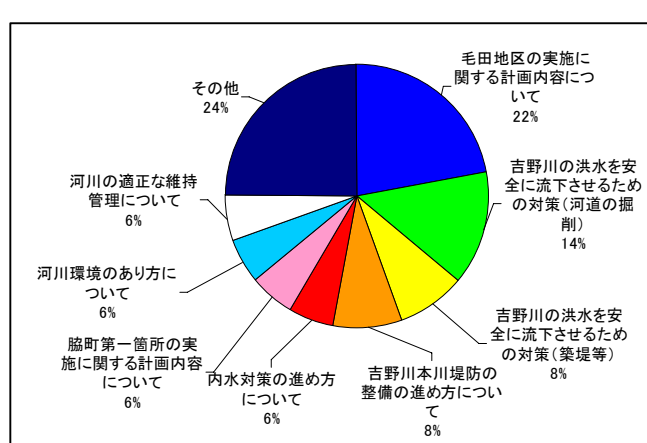
住民・上流域



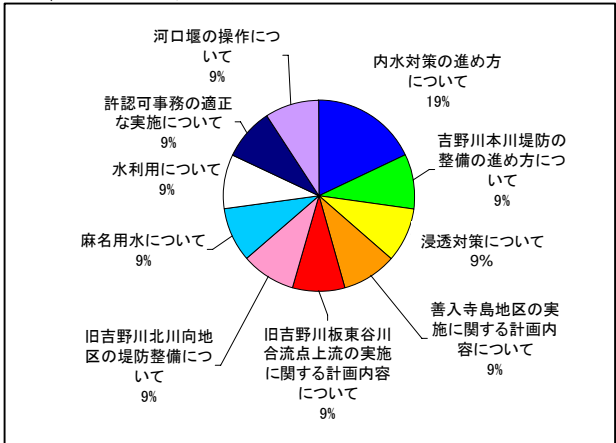
首長・中流域



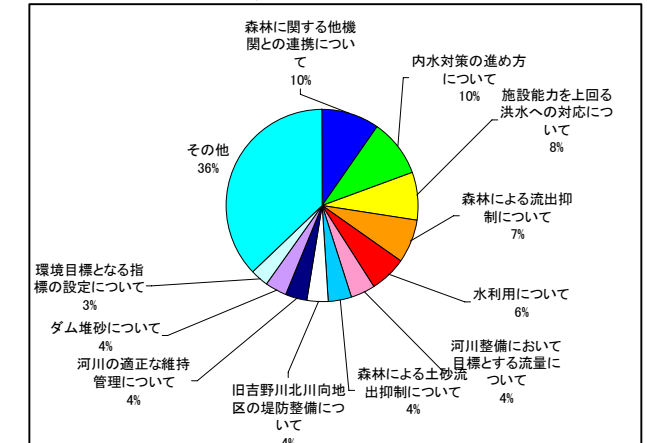
住民・中流域



首長・下流域



住民・下流域



4. 吉野川水系河川整備計画【原案】の概要

吉野川水系河川整備計画【原案】における主な修正箇所の概要は次の通りです。

4. 1 地球温暖化に対する取り組みについて

□地球温暖化についてもいろいろな懸念があるなど多くの意見をいただきました。

■平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向性が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、今後、吉野川水系においても「適応策」について、必要なものから取り組む旨を追記しました。

【原案 P41】(4) 浸水被害軽減策及び危機管理

吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づく着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水（超過洪水）が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。しかしながら、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。

【原案 P46】2-2-2 現況の流況

平成6年と平成17年の渇水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電事業者の協力により発電専用容量からの緊急放流を行った。

早明浦ダムでは、これらの大渇水も含め、昭和50年の運用開始以降、平成19年までの33年間のうち19年、銅山川ダム群でも昭和50年以降33年間のうち20年において取水制限を行っている。

このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画（通称フルプラン）」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。

【原案 P56】 2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況 (1) 吉野川

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組む必要がある。

【原案 P58】 2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況 (2) 旧吉野川

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組む必要がある。

【原案 P122】 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を実施する。

また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。

【原案 P134】 今後に向けて「5-4 河川整備の調査・研究」

吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。また、今後は地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮の増大、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、研究の状況も踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、その影響について検討を実施する。

4. 2 旧吉野川・今切川の浸透対策について

□旧吉野川、今切川について、堤防の安全性の点検結果がまとまったので追記します。

■旧吉野川・今切川などの堤防点検については、平成19年度末までに、堤防の安全性の照査を完了したので浸透対策の記述を追加し結果を反映しました。

【P32】 2) 旧吉野川 ②堤防整備済区間における浸透への対応

旧吉野川の堤防整備済区間でも、部分的に増水（出水）時において漏水が確認されている。今後の増水（出水）においても同様に漏水が発生し、堤防に影響をおよぼすことが懸念されるため、今後の増水（出水）時における状況を注視するとともに、対策を図る必要がある。

【原案 P72】 (2) 旧吉野川 2) 堤防整備済区間における浸透・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性の低い区間や侵食に関して重要水防箇所となっている区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防強化を実施することにより、堤防の決壊（破堤）など重大災害の発生を防止する。

【原案 P106】 (2) 旧吉野川 2) 浸透対策

堤防整備済区間を対象として、浸透に対する安全性を点検した結果、旧吉野川では概ね左岸 1.0km、今切川では概ね左岸 0.6km、右岸 0.6km の区間において対策が必要となっている。浸透については、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会条件等を考慮し、漏水の発生状況を注視しつつ、必要に応じ対策を実施する。

4. 3 地震対策について

□将来発生が予想される大規模地震等の対策について意見をいただきました。

■東南海・南海地震を対象として、吉野川では、津波による浸水被害が懸念される河口部の国管理の排水門（樋門・樋管）の耐震対策について、耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防についても被害状況等の検討を行い、必要な対策を行うこととしています。また、旧吉野川・今切川についての堤防等河川管理施設の耐震対策についても、必要に応じて堤防等河川管理施設の被害状況と地震後の浸水被害状況等の検討を行い、必要な対策を行います。このような予想される大地震に対する整備の考え方を明確にするため、河川整備計画の大規模地震関係の箇所を修正しました。

【原案 P72】 4) 大規模地震等への対応

今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）により甚大な被害の発生が予想される河口部の堤防及び国管理の排水門（樋門・樋管）等の河川管理施設に対して必要な対策を実施することにより、被害を軽減する。また、河口部では台風時の高潮や波浪による被害を防止する。

【原案 P74】 3) 大規模地震への対応

地震等による被害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を推進するとともに、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、地震後の朝夕等による甚大な浸水被害を防止する。

また、今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）による浸水被害が危惧される堤防及び下流部に位置する国管理の排水門（樋門・樋管）や河口堰に対しては、関係機関と調整を図りつつ必要な対策を実施することにより被害を軽減するよう努める。

【P96】 4)地震対策

東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、その結果、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の堤防及び国管理の排水門（樋門・樋管）の河川管理施設に対して耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）による被害状況、社会的状況等を検討し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても必要な対策を実施する。

さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

【P108】 3)地震対策

地震等による河川構造物の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せて河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する耐震対策を実施する。

東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。その結果、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）による浸水被害が危惧され、耐震・津波対策として対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。

さらに、排水門（樋門・樋管）・河口堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。

加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

**様々なご意見を踏まえた
今後の取り組みについて
(現在の状況)**

課題の解決に向けた具体的な取り組み

<p>洪水・高潮・地震対策 (防災・減災・超過洪水対策を含む)</p>	<p>地域文化・景観に配慮した 河川事業</p>	<p>森林管理部局との連携</p>
<p>《既存の組織を利用した取り組み》</p> <p>徳島北部 災害情報協議会 (平成18年11月21日設立)</p>	<p>《新たな組織を活用した取り組み》</p> <p>吉野川中流域 地域文化・景観懇話会 (平成20年度中に設立予定)</p>	<p>《既存の組織を利用した取り組み》</p> <p>砂防治山 地方連絡調整会議 (昭和46年以前に設立)</p>

◆平成20年11月17日(月)に、「平成20年度 第2回徳島北部災害情報協議会(幹事会)」を開催。

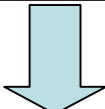
◆平成20年度中に「平成20年度徳島北部災害情報協議会(委員会)」を開催予定



吉野川流域における浸水被害軽減等に向けた取り組みを進める。

◆平成20年6月徳島河川国道事務所と徳島大学地域創生センターで「吉野川中流域における景観検討研究に関する協定書」を締結。

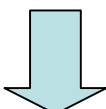
◆平成20年度中に「吉野川中流域 地域文化・景観懇話会」を開催予定



地域文化や景観に配慮した堤防整備の検討を進める。

◆国土交通省、林野庁、徳島県・高知県・愛媛県において、組織され、各県ごとに砂防工事、治山工事の調整を行う。

◆平成21年1月頃「砂防治山地方連絡調整会議」を開催予定。



間伐材の利用促進に向けた取り組みを進める。